



2024年3月8日

各 位

会社名 株式会社イーディーピー
代表者名 代表取締役社長 藤森 直治
(コード番号：7794、東証グロース市場)
問い合わせ先 代表取締役副社長 兼 総務部長 高岸 秀滋
(TEL 06-6170-3871)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本社事務所建物に関して、貸主の有限会社新千里（以下、「新千里」といいます。）から訴訟の提起を受け（以下、「本件訴訟」といいます。）、大阪地方裁判所より、訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起されるに至った経緯

当社は、本社事務所（大阪府豊中市上新田4-6-3）の建物（以下、「本件建物」といいます。）について、2024年2月22日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、新千里及び仲介業者（以下、まとめて「貸主等」といいます。）に対し損害賠償請求及び本件建物の賃料支払義務不存在確認の訴えを大阪地方裁判所に提訴いたしました。

他方、このほど、新千里から、本件建物の明渡しと賃料の支払を求める訴訟が大阪地方裁判所に提起されました。

2. 訴訟提起された裁判所及び年月日

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 裁判所 | 大阪地方裁判所 |
| (2) 提訴日 | 2024年2月27日 |
| (3) 訴状送達日 | 2024年3月6日 |

3. 訴訟を提起した者（原告）の概要

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 名称 | 有限会社 新千里 |
| (2) 本店所在地 | 大阪府豊中市上新田一丁目9番37号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 丸山 雅美 |

4. 訴訟の内容及び請求金額

- (1) 訴訟の内容 建物明渡および賃料の支払請求
- (2) 訴訟の目的の価額 1,019万4,617円

5. 今後の見通し

本件訴訟の提起に関して、当社は、貸主等との協議による合意が困難と判断した時点で想定していたものであります。当社は、本件訴訟並びに当社が提起した訴訟を通じて、当社の訴えが正当である旨引き続き主張してまいります。

また、当社の業績に与える影響は、軽微なものを見込んでおりますが、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上